

青梅市職員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

組織改正等による執行体制の見直しの経過を踏まえるとともに、定数が僅少の議会や行政委員会において、柔軟な職員配置を可能とするため、職員定数の内訳を改めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市職員定数条例の一部を改正する条例

青梅市職員定数条例（昭和26年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表市長の補助職員の項中「608人」を「658人」に改め、同表議会の職員の項中「11」を「12」に改め、同表教育委員会の職員の項中「182」を「129」に改め、同表選挙管理委員会の職員の項および監査委員の職員の項中「4」を「5」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。